

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷲 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	平 野 宗 克
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 事（事務担当）	島 田 夏 希

進行要領

発言者	内 容
	1. 開催日時 令和8年6月22日（月） 午前8時55分から午前9時28分 2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室 3. 出席委員（15人）別紙のとおり 4. 欠席委員（15人）別紙のとおり 5. 議事日程 日程第 1 議事録署名委員の指名 日程第 2 議案第 9 号 農地法第3条の規定による許可申請 日程第 3 議案第 10 号 農地法第5条の規定による許可申請 日程第 4 議案第 11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式） 日程第 5 議案第 12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転） 日程第 6 専 決 報 告 1.農地法第3条の3の規定による届出 日程第 7 報 告 1.農地法第18条第6項の規定による通知 6. 農業委員会事務局職員 （ 3人）別紙のとおり 7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主事 島田 夏希 である。 8. 会議の概要 開会（午前8時55分） 事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和8年6月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。 会長さん宜しくをお願いします。 会長 《会長あいさつ》 会長 それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しております

	ので、只今より 6 月定例農業委員会を開会します。 審議に入ります前に、日程第 1、本日の議事録署名者を私より指名致します。 ご異議ありませんか。 《異議なしの声》 それでは、 議席番号 2 番 山田 真弘 委員 議席番号 3 番 鷲野 則美 委員 を指名しますので宜しくお願いします。 それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 6 件 議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 7 件 議案第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による 当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・・・・・・・ 12 件 議案第 12 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による 当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・・・・・・・ 3 件 専決報告 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出・・・・・・・・・・ 14 件 報 告 1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知・・・・・・・・・・ 7 件 それでは、議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 6 件について審議 をお願いします。事務局より説明をお願いします。 まず、議案番号 5 番の審議をおこないます。議案番号 5 番については総会規則 第 17 条の「議事参与の制限」に該当します。関係委員は退席をお願いします。 《関係委員 退席》
会長	
事務局	《事務局説明》（5 番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・ 面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）以上、議案番号 5 番につきま しては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たし ていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案番号 5 番 について説明させていただきました、何かご 質問・ご意見ございますか。
会長	無償での売買ということよろしいでしょうか。
事務局	はい、無償です。

会長	その他宜しいでしょうか。 それでは、議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 5 番について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。 それでは、関係委員に入ってもらって下さい。 《関係委員 着席》
会長	続きまして、それでは、議案番号 1 番から 4 番および 6 番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1 番から 4 番および 6 番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明) 以上、5 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第 9 号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	申請番号 4 番と 6 番について、畑や田で何を作付けする計画ですか。作物を教えてください。
事務局	ほうれん草、ニンニク、小松菜、米を作付けする計画です。
会長	その他宜しいでしょうか。 それでは、議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 1 番から 4 番および 6 番について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。 続きまして、議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 7 件について審議をお願いします。まず、議案番号 3 番の審議をおこないます。議案番号 3 番については総会規則第 17 条の「議事参与の制限」に該当します。関係委員は退席をお願いします。 《関係委員 退席》

事務局	《事務局説明》（３番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は平成９年から法人設立して主に自動車の販売事業を行っています。既存駐車場として、愛西市宮地町の土地を借りて販売車両を駐車していますが、これ以上は駐車できない状況です。現在、中古車市場が好況なので今以上に販売車両を購入し、自動車販売事業を拡大していきたいと考えており、既存駐車場の近隣で新たな販売車両の駐車場として利用できそうな土地を探していました。申請地は既存駐車場の南東約３００ｍにあり、既存駐車場と距離が近いこと販売車両の入替作業等の利便性が非常に高く、新たな販売車両の駐車場としての面積も適切であり、当社の今後の事業発展のため最適な土地と考えました。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。
会長	只今、事務局より議案番号３番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	販売用中古車の駐車場ということで、自動車の解体作業はないということでしょうか。
事務局	駐車場の設置のみです。
会長	その他宜しいでしょうか。
会長	それでは議案第１０号 農地法第５条の規定による許可申請 ３番について賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。 それでは、関係委員に入ってもらって下さい。 《関係委員 着席》
会長	続きまして、それでは、議案番号１番から２番および４番から７番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 （１番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は平成７年に建設現場に係る土砂運搬業を始め、令和２年に法人化しました。車両は１０ｔ ダンプカーを１１台所有し業務は多忙です。令和３年に愛西市内にダンプカーの駐車場を購入しましたが当該地は三角形の変形地で面

積も狭いため無理矢理、駐車している現状ですが、今後、事業拡大に伴いダンプカーを 2 台増車する予定です。この度の申請地を含めた 5 筆の土地を買い受けダンプカーの駐車場として利用します。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。

（2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は津島市元寺町の本社・工場及び愛西市大井町の第 2 工場を拠点として、建築鉄骨加工業を主とした事業を行っております。愛西市の第 2 工場では、主に建物の梁の部分になる鉄鋼を加工しております。第 2 工場に隣接している資材置場は、原材料の鉄鋼と鉄骨製品を一緒に置いて 1 か所で管理する事は困難であり、面積的にも狭く、完成品を置くために高く積み上げたり、資材を移動させたりすることが多く、非常に作業効率が悪く困っている状況です。そこで、第 2 工場近隣に新たな鉄骨製品置場を確保することで、作業に無駄がなくなり、安全かつ効率が上がり生産性向上にもつながると考え、今回の申請に至りました。今般の申請にて申請地を譲り受け、資材置場を設置する計画です。

（4 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は屋号を喜瀬工業として解体工事業を営んでいます。愛西市立田町で当初事業用車両だけの駐車場目的で土地を利用していますが、現在は従業員用駐車場・事業用車両駐車場・資材置場が混在している状況です。産業廃棄物収集運搬の積み替え保管場所として許可を得るため現在申請をしており、駐車場の利用方法については見直す事が必須となってきました。効率の良い駐車の方法を考えましたが、現在の事業用地内では現状を改善する事ができないため、事業用地の拡張を検討する事になり、申請地を従業員用駐車場専用として利用する計画です。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。

（5 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は昭和 3 2 年より農産物の生産・販売を目的として事業を行い、平成 2 2 年よりは清須市にてほうれん草・えだ豆の生産に力を入れてきました。農業を一つの事業として取り組み、経常利益も十分見込めている状況で、令和 8 年 1 月に愛西市川北町内にて三つ葉の生産を行うようになりましたが、農業用資材置場や従業員の通勤車両用駐車場としての事業用地について、早急に検討する事になりました。今般の申請にて申請地を譲り受け、資材置場及び駐車場を設置する計画です。

（6 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）太陽光の申請です。計画では 152 枚のパネル（発電出力：98.80kw）を設置し、総事業費は約 1,430 万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。

	(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では152枚のパネル(発電出力:98.80kw)を設置し、総事業費は約1,450万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。 以上、7件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第10号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
副会長	申請番号1番について、現況雑種地で隣地と一体利用されていますが、1筆のみ申請にでているのは、他の筆については農地ではないということでしょうか。
事務局	この申請地のみ農地です。手続きを得ず、雑種地として利用していたため、始末書付きの案件です。
会長	周知条例にかかるものはありますか。
事務局	手続きが必要な案件は、終えていると確認しております。
会長	その他宜しいでしょうか。
会長	それでは議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請1番から2番および4番から7番について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。
事務局	続きまして、議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取(一括方式)について12件の説明をお願いします。 《事務局説明》(1番から12番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 申請番号1番から12番、全体筆数は40筆、面積は41,624㎡です。愛知県農業振興基金が転貸人となっており、耕作人として、12名の方々が借り受けております。内容につきまして、作物は水稻、レンコン、蔬菜です。愛知県の認可・公告予定年月日は7月末ごろの予定で、契約開始年月日は令和8年8月1日となっております。権

	利の内容は賃貸借権、使用貸借権でございます。この事案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第11号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式）12件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。
事務局	続きまして、議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（権利移転）について 3件の説明をお願いします。 《事務局説明》（1番から3番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明）以上、3件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第12号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。
会長	それでは議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（権利移転） 3件について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。 続きまして、専決報告 1件 について事務局より説明をお願いします。

事務局	《事務局説明》（専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から14番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明）以上、14件の届出を受理いたしました。
会長	只今、専決報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。
会長	（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。 続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 （報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から7番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明）以上、7件、12筆の合意解約を受付いたしました。
会長	只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。 （発言なし）
会長	宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。 これをもちまして、6月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。 （終了 午前 9時 28分）

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和8年6月22日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号2番委員 山 田 真 弘

議事録署名者
議席番号3番委員 鷺 野 則 美